

資料Ⅱ

認定こども園条例の改正に関する資料

認定こども園条例・規則整理表

幼保推進課

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例				
条 例		規 則		
条 項 号	事 項	条 項 号	事 項	
(趣旨)				
		1	趣旨	
1	趣旨			
(幼稚園、保育所等及び幼保連携施設の要件)				
2	1	認定こども園の要件		
	1	幼稚園からの移行		
	2	保育所等からの移行		
	3	子育て支援事業		
	2	1	連携施設の要件	
		2	子育て支援事業	
(教育保育従事職員の配置に関する要件)				
3	1	教育保育従事職員の数		
	2	学級担任の配置		
(教育保育従事職員等の資格に関する要件)				
4	1	教育保育従事職員の資格		
	2	学級担任の資格		
(施設及び設備に関する要件)				
5	1	施設及び設備の要件		
	1	建物の面積	2 建物の面積	
	2	設けるべき設備(保育室等)		
	3	保育室等の面積	3 保育室等の面積	
	4	建物・園庭の同一敷地内等への設置		
	2	屋外遊戯場の面積及び特例	4 屋外遊戯場の面積及び特例	
	3	食事の提供の特例(外部搬入)	5 調理室の特例	
	(教育及び保育等に関する要件)			
	6	1	教育及び保育等の要件	
2		職員の資質の向上等		
3		子育て支援事業		
(管理運営等に関する要件)				
7	1	施設長の設置		
	2	特別の配慮が必要な子どもの利用		
	3	保育時間		
	4	開所の日及び時間		
	5	健康及び安全の確保体制		
	6	自己評価		
	7	情報の開示		
(規則への委任)				
8	規則への委任	6	補則	
附則				
(施行期日)				
1	施行期日			
(経過措置)				
2	教育保育従事職員の資格の特例(片免)			
3	教育保育従事職員の資格の特例(幼稚園等)			
4	学級担任の資格の特例			

認定こども園(幼保連携型以外)				幼保連携型認定こども園				保 育 所			
条 例	事 項	規 則	規 則	条 例	事 項	規 則	規 則	条 例	事 項	規 則	規 則
条 項 号	条 項	条 項	条 項	条 項 号	事 項	条 項	条 項	条 項 号	事 項	条 項	条 項
2	職員の資質の向上等			2	園の設備				(懲戒に係る権限の濫用の禁止)		
3	子育て支援事業				(園舎及び園庭)			9	懲戒に係る権限の濫用の禁止		
	(管理運営等に関する要件)			8	1 園舎及び園庭の設置				(食事)		
7	1 施設長の設置			8	2 園舎・園庭の同一敷地内等への設置			10	1 食事の提供(自園調理)		
	2 特別の配慮が必要な子どもの利用			3	園舎の原則			2	食事の内容		
	3 保育時間			4	園舎の面積			3	献立の作成		
	4 開所の日及び時間			5	園庭の面積			4	食育の推進		
	5 健康及び安全の確保体制				(園舎の設備)				(食事の提供に係る調理の方法の特例)		
	6 自己評価			9	1 園舎に備える設備(乳児室等)			11	1 食事の提供の特例(外部搬入)		
	7 情報の開示			2	保育室の数(満3歳以上)				1 保育所の体制		
	(規則への委任)			3	乳児室等の面積				2 栄養士による配慮		
8	規則への委任	6 補則		4	2階以上に乳児室を設ける場合の設備				3 調理業務受託者の能力		
附則				5	3階以上の園児の年齢				4 幼児への配慮		
	(施行期日)			6	食事の提供の特例(外部搬入)				5 食育計画に基づく食事		
1	施行期日			7	食事の提供の特例(20人未満)				(運営規定)		
	(経過措置)			8	飲料水用設備の要件			12	重要事項に関する規程		
2	教育保育従事職員の資格の特例(片免)			9	その他の設備				(記録の整備)		
3	教育保育従事職員の資格の特例(幼稚園等)				(園具及び教員)			13	記録の整備		
4	学級担任の資格の特例			10	1 園具及び教員の設置				(秘密保持等)		
				2	園具及び教員の補充			14	1 職員の責務		
					(他の学校、社会福祉施設等を兼ねるときの設備の特例)			2	保育所の責務		
				11	他の学校又は社会福祉施設を兼ねるときの職員の特例				(事故発生時の対応)		
					(差別的取扱いの禁止)			15	1 事故発生時の対応		
				12	差別的取扱いの禁止				(設備の基準)		
					(虐待等の禁止)			16	1 設備の基準		
				13	虐待等の禁止				1 満2歳未満児の設備		

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例

平成十八年九月二十九日

秋田県条例第七十九号

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第三条第一項及び第三項の認定の要件を定めるものとする。

(幼稚園、保育所等及び幼保連携施設の要件)

第二条 法第三条第一項の認定を受けることができる同項に規定する施設(以下この条及び次条第一項において単に「施設」という。)は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

一 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。第六条第一項第一号において同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

二 当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村における同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三 法第二条第六項に規定する子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

2 法第三条第三項の認定を受けることができる同項に規定する幼保連携施設(以下単に「幼保連携施設」という。)は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

一 次のいずれかに該当する施設であること。

(一) 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(二) 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 法第二条第六項に規定する子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(教育保育従事職員の配置に関する要件)

第三条 施設又は幼保連携施設(以下「幼保連携施設等」という。)には、次の各号に掲げる教育又は保育を受ける子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる子どもの人数に応ずる人数の子どもの

教育又は保育に従事する職員(以下「教育保育従事職員」という。)を置かなければならない。この場合において、教育保育従事職員の人数は、一の幼保連携施設等につき常時二人を下回ってはならないものとする。

- 一 満一歳未満の子ども 当該子どもおおむね三人につき一人以上
 - 二 満一歳以上満三歳未満の子ども 当該子どもおおむね六人につき一人以上
 - 三 満三歳以上の短時間利用児(一日における幼保連携施設等の利用時間が四時間程度である子どもをいう。以下この号及び次項において同じ。) 当該短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上
 - 四 満三歳以上満四歳未満の長時間利用児(一日における幼保連携施設等の利用時間が八時間程度である子どもをいう。以下同じ。) 当該長時間利用児おおむね二十人につき一人以上
 - 五 満四歳以上の長時間利用児 当該長時間利用児おおむね三十人につき一人以上
- 2 前項に定めるもののほか、満三歳以上の子どもが利用する幼保連携施設等については、短時間利用児及び長時間利用児が幼保連携施設等を共通して利用する時間おおむね四時間について編制する一の学級ごとに一人以上の担当の教育保育従事職員(次条第二項及び附則第四項において「学級担任」という。)を置かなければならない。この場合において、一の学級を編制する短時間利用児及び長時間利用児の人数は、三十五人以下とすることを原則とする。

(教育保育従事職員等の資格に関する要件)

第四条 教育保育従事職員となることができる者は、次の各号に掲げる教育又は保育を受ける子どもの区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 満三歳未満の子ども 保育士の資格を有する者
 - 二 満三歳以上の子ども 幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せ有する者
- 2 学級担任となることができる者は、幼稚園の教員の免許状を有する者とする。

(施設及び設備に関する要件)

第五条 幼保連携施設等の施設及び設備は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- 一 建物の面積は、規則で定める面積以上であること。
 - 二 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けていること。ただし、満二歳未満の子どもの保育を行う幼保連携施設等にあつては、これに加え、乳児室又はほふく室を設けていること。
 - 三 保育室、遊戯室、屋外遊戯場、乳児室及びほふく室の面積は、規則で定める面積以上であること。
 - 四 幼保連携施設にあつては、同一の敷地内又は隣接する敷地内に当該幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所等の用に供される建物及びその附属設備(以下この号において「建物等」という。)を設けていること。ただし、同一の敷地内又は隣接する敷地内に建物等を設けることが困難な場合であつて、子どもに対し適切に教育及び保育を行うことが可能であり、かつ、子どもが建物等の間を安全に移動することができるときは、この限りでない。
- 2 前項第二号の規定にかかわらず、当該幼保連携施設等が保育所等又は幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)である場合であつて、当該幼保連携施設等の付近に同項第三号の規則で定める屋外遊戯場の面積に関する要件その他規則で定める要件を満たす場所があるときは、当該場所をもって屋外遊戯場に代えることができる。
- 3 当該幼保連携施設等が規則で定める要件を満たすときは、満三歳以上の子どもに提供する食

事に限り、当該幼保連携施設等の調理室で調理された食事以外の食事とすることができる。

(教育及び保育等に関する要件)

第六条 幼保連携施設等は、次に掲げる要件に適合する教育及び保育を行わなければならない。

一 幼稚園教育要領及び保育所保育指針(平成二十年厚生労働省告示第百四十一号)に基づいた教育及び保育を行うこと。

二 集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とする等の幼保連携施設等に固有の事情に配慮した教育及び保育を行うこと。

2 幼保連携施設等は、教育保育従事職員の資質の向上等のために必要な措置を講じなければならない。

3 幼保連携施設等は、その有する教育及び保育に関する専門性を十分に活用すること等により子育て支援事業を実施しなければならない。

(管理運営等に関する要件)

第七条 幼保連携施設等は、次に掲げる要件に適合する管理運営等を行わなければならない。

一 幼保連携施設等の一体的な管理運営を確保するため、幼保連携施設等に、長を一人置くこと。

二 幼保連携施設等を利用する子どもの選考に当たっては、特別の支援を要する家庭の子どもその他の特別の配慮が必要な子どもの利用が妨げられることがないよう、地方公共団体との連携を図りつつ、公正に行うこと。

三 保育に欠ける子どもに対する保育時間は、一日につき八時間を原則とし、保護者の労働時間その他の子どもの家庭の状況等を考慮して幼保連携施設等の長が定めること。

四 幼保連携施設等を利用することができる日及び時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に行うことができるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めること。

五 子どもの健康及び安全を確保するための体制を整備すること。

六 その行う教育及び保育について適切な評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図ること。

七 保護者がその需要に応じた幼保連携施設等を適切に選択することができるよう、幼保連携施設等に係る情報の開示を図ること。

(規則への委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

22 当分の間、第四条第一項第二号の規定にかかわらず、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者をもって、当該子ども(長時間利用児を除く。)の教育保育従事職員とすることができる。

3 当分の間、当該子どもが長時間利用児である場合における第四条第一項第二号の規定の適用については、「有する者」とあるのは、「有する者又は保育士の資格を有する者(当該幼保連携施設等が幼稚園、認可外保育施設(児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。以下この号において同じ。))又は幼保

連携施設(幼稚園及び認可外保育施設で構成されるものに限る。)である場合にあっては、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せ有する者又は保育士の資格を有する者若しくは幼稚園の教員の免許状を有する者で、意欲、適性、能力等を有し、かつ、保育士の資格の取得に向けた取組を行っているもの」とする。

- 4 当分の間、第四条第二項の規定にかかわらず、当該幼保連携施設等が保育所等である場合にあっては、保育士の資格を有する者で、意欲、適性、能力等を有し、かつ、幼稚園の教員の免許状の取得に向けた取組を行っているものに限り、学級担任とすることができる。

附 則(平成二二年条例第六二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年条例第三一号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則

平成十八年九月二十九日

秋田県規則第百五号

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成十八年秋田県条例第七十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建物の面積に関する要件)

第二条 条例第五条第一項第一号に規定する規則で定める面積は、次の各号に掲げる当該幼保連携施設等における学級の数に応じ当該各号に定める面積(満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備の面積並びに満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備の面積を除く。)とする。ただし、当該幼保連携施設等が既存の保育所等又は幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)である場合であつて、次条第一項本文に規定する要件(満二歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、同項本文及び同条第三項に規定する要件)を満たすときは、この限りでない。

一 学級の数が一である幼保連携施設等 百八十平方メートル

二 学級の数が二以上である幼保連携施設等 三百二十平方メートルに当該幼保連携施設等における学級の数から二を減じた数に百平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積

(保育室等の面積に関する要件)

第三条 条例第五条第一項第三号に規定する規則で定める保育室又は遊戯室の面積は、その保育する満二歳以上の子どもの数に一・九八平方メートルを乗じて得た面積とする。ただし、その保育する子どもが満三歳以上である場合であつて、当該幼保連携施設等が既存の幼稚園、認可外保育施設又は幼保連携施設で、かつ、建物の面積(満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備の面積並びに満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備の面積を除く。)が前条本文に規定する面積以上であるときは、この限りでない。

2 条例第五条第一項第三号に規定する規則で定める屋外遊戯場の面積(以下この項において「認定要件面積」という。)は、次の各号に掲げる面積のいずれか多い面積とする。ただし、当該幼保連携施設等が既存の保育所等又は幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)である場合であつて、その面積が第一号に掲げる面積以上であるときは、同号の面積をもって認定要件面積とし、当該幼保連携施設等が既存の幼稚園、認可外保育施設又は幼保連携施設である場合であつて、その面積が第二号に掲げる面積以上であるときは、同号の面積をもって認定要件面積とする。

一 その保育する満二歳以上の子どもの数に三・三平方メートルを乗じて得た面積

二 当該幼保連携施設等における学級の数に応じ次に定めるところにより算出した面積に、その保育する満二歳以上満三歳未満の子どもの数に三・三平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積

(一) 学級の数が二以下である幼保連携施設等にあつては、三百三十平方メートルに当該幼保連携施設等における学級の数から一を減じた数に三十平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積

(二) 学級の数が三以上である幼保連携施設等にあつては、四百平方メートルに当該幼保連携施設等における学級の数から三を減じた数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積

- 3 条例第五条第一項第三号に規定する規則で定める乳児室の面積は、その保育する満二歳未満の子どもの数に一・六五平方メートルを乗じて得た面積とし、同号に規定する規則で定めるほふく室の面積は、その保育する満二歳未満の子どもの数に三・三平方メートルを乗じて得た面積とする。

(屋外遊戯場の特例に関する要件)

第四条 条例第五条第二項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 子どもが安全に利用できる場所であること。
- 二 利用しようとする時間に容易に利用できること。
- 三 子どもに対し教育及び保育を適切に行うことが可能な場所であること。

(調理室の特例に関する要件)

第五条 条例第五条第三項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 当該幼保連携施設等に加熱、保存等の調理機能を有する設備が備えられていること。
- 二 当該幼保連携施設等の管理者が調理業務を受託する者(以下この条において「調理業務受託者」という。)により調理される食事(以下この条において「外部給食」という。))につき衛生の確保のための措置その他の子どもに適切な外部給食を提供するために必要な措置を講ずることができること。
- 三 外部給食について栄養士による栄養の指導を受けることができる体制が整備されていること。
- 四 調理業務受託者は、給食の趣旨を十分に認識し、衛生を確保し、栄養に配慮するなど、外部給食に係る調理業務を適切に遂行する能力を有する者であること。
- 五 調理業務受託者は、子どもの年齢、発達段階及び健康状態に応じた外部給食を提供することができるとともに、幼保連携施設等における外部給食に関する需要に的確に対応することができる者であること。
- 六 食育の推進に関する計画に基づき外部給食を提供するよう努めるものであること。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第一三号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。